●保険金・給付金をもれなくご請求いただくために

【STEP1】下表の項目に**あてはまるものがないかチェック**してください。



【STEP2】あてはまる場合は、**当社の担当者またはスミセイコールセンター**まで ご連絡ください。

> 詳しい傷病状況をお伺いのうえ、請求の可否、および手続きについて ご案内いたします。

0

下表で該当していても、ご加入の契約内容(特約内容)やケガ・病気の程度、状態、具体的な治療の内容などにより、お支払いに該当しない場合もあります。下表は目安としてご活用ください。

実際のご請求にあたっては、当社の担当者またはスミセイコールセンターまでお問い合わせください。

これより以降、各項目に記載の「がん」は、悪性新生物と上皮内新生物*をあわせたものを言います。 いずれか一方を指す場合は「がん(悪性新生物)」もしくは「がん(上皮内新生物)」と記載しています。 *子宮頚部の高度異形成・中等度異形成を含みます。なお軽度異形成は含みません。

	こんなことはありませんでしたか?	「ある」	お受け取りいただける可能性のある 給付金などの例 ※ご加入の契約内容(特約内容)によりお支払対象 となる内容等は異なります。
1	不慮の事故や病気で入院* をした。 *ご加入の契約内容によっては日帰り入院を含みます。	V	・入院保障充実給付金・入院初期重点給付金・災害入院給付金・疾病入院給付金・継続入院給付金
2	入院の直接の原因となった不慮の事故や病気に よって、 <mark>退院後に通院</mark> をした。	V	・通院給付金
3	 手術*を受けた。 *ご加入の契約内容によっては以下のケースでもお支払対象となることがあります。 ・内視鏡やレーザーでの治療を受けたとき ・外来で簡単な手術を受けたとき(一部手術除く) 	V	・手術給付金 ・入院時手術給付金
4	放射線による治療 を受けた。	V	・放射線治療給付金 ・手術給付金

	こんなことはありませんでしたか?	「ある」	お受け取りいただける可能性のある 給付金などの例 ※ご加入の契約内容(特約内容)によりお支払対象 となる内容等は異なります。
(5)	「がん」になった。		◆がん(上皮内新生物)の場合 ・がん診断保険金 ・がん入院一時給付金 ・がん一時給付金 ◆がん(悪性新生物)の場合 ・特定疾病保険金 ・特定重度生活習慣病保険金 ・がん診断保険金 ・がんう院一時給付金 ・がん一時給付金 ・びん一時給付金
6	「がん」になり、健康保険などの公的医療保険制度の対象となる抗がん剤・疼痛緩和薬の投与または処方を受けた。		・がん薬物治療給付金
7	厚生労働大臣の定める「 先進医療」・「患者申出 療養」による療養*を受けた。 *療養を受けた日において、先進医療または患者申出療養に 該当しない場合はお支払いできません。	V	・先進医療・患者申出療養給付金
8	「心疾患」・「脳血管疾患」になった。		◆心疾患・脳血管疾患の場合 ・心疾患一時給付金 ・脳血管疾患一時給付金 ・急性心筋梗塞・脳卒中の場合 ・特定疾病保険金 ・特定重度生活習慣病保険金 ・心疾患一時給付金 ・脳血管疾患一時給付金 ・保険料払込免除
9	「重度の高血圧症」・「重度の糖尿病」・「慢性腎 不全」・「肝硬変」・「慢性すい炎」になった。	V	・重度慢性疾患保険金 ・特定重度生活習慣病保険金 ・保険料払込免除
10	「重度の動脈疾患*」になった。 *大動脈瘤・大動脈解離・下肢の急性または慢性動脈閉塞症	V	・特定重度生活習慣病保険金 ・保険料払込免除
11)	・ <mark>骨折</mark> (ひびも含む) をした。 ・不慮の事故で 腱・靭帯・半月板を断裂 した。	\checkmark	・運動器損傷給付金
12	不慮の事故で「顔に3cm以上の線状痕ができた」 などの <mark>顔面の損傷状態</mark> になった。	V	・顔面損傷給付金

	こんなことはありませんでしたか?	「ある」	お受け取りいただける可能性のある 給付金などの例 ※ご加入の契約内容(特約内容)によりお支払対象 となる内容等は異なります。
13)	不慮の事故で「片眼の視力を失った」「手足または 指を切断した」などの <mark>障害状態</mark> になった。	✓	・障害給付金 ・保険料払込免除
14)	 ・公的介護保険制度の要介護2以上の状態に認定された。 ・公的年金制度の障害年金1級または2級*に認定された。 ・精神障害により障害等級の1級または2級に認定された場合は除きます。 		・就労不能・介護年金(保険金) ・就労不能・介護保障充実給付金 ・保険料払込免除
15)	「永続的な人工透析を受けている」「呼吸器の病気によって軽い家事等の軽労働や座っての作業ができなくなった」などの <mark>就労不能状態</mark> になった。	V	・就労不能・介護年金(保険金) ・就労不能・介護保障充実給付金 ・保険料払込免除
16)	「歩行・寝返りが困難」などの <mark>要介護状態</mark> に なった。	V	・就労不能・介護年金(保険金)・就労不能・介護保障充実給付金・介護年金(保険金)・早期ケア給付金・保険料払込免除
17)	「精神障害により公的年金制度の障害年金1級または2級に認定された」などの精神障害状態になった。	V	・特定障害給付金
18	<mark>認知症</mark> または <mark>軽度認知障害</mark> と診断された。	V	・認知症保険金 ・軽度認知障害給付金
19	認知症で見当識障害がある状態*になった。 *アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態をいいます。	V	・介護年金(保険金)・就労不能・介護年金(保険金)・就労不能・介護充実給付金・認知症保険金・軽度認知障害給付金・特定認知症状態保険金・保険料払込免除
20	「両眼の視力を失った」「喉頭全摘出術を行った」 「寝たきりになった」などの <mark>高度障害状態</mark> と なった。	V	・高度障害保険金 ・保険料払込免除

- ●「リビング・ニーズ特約」を付加している契約で、余命6カ月以内と診断されたときはご連絡ください*。
- ●「がん長期サポート特約」を付加している契約で、がん(悪性新生物)になり、治癒も病状の好転も 見込めないと診断されたときはご連絡ください*。
 - *死亡保険金の前払請求ができる場合があります。



スミセイコールセンター

スミセイライフデザイナー(営業職員)を通じてご加入のお客さま

00.0120-307506

代理店を通じてご加入のお客さま

<金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さま>

00.0120-506154

<郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さま>

00 0120-506873

< 「外貨建商品」「たのしみYOUプラス」にご加入のお客さま>

00 0120-506081

受付時間:月~金曜日 午前9時~午後6時

土曜日 午前9時~午後5時

(日・祝日・年末年始、臨時休業日を除く)

※受付時間等の詳細は当社ホームページをご確認ください。

2024/11 作成